

第7章 その他の活動状況等

第1 一般からの情報の受付け

1 情報の受付体制

一般から委員会に寄せられる電話、来訪又は文書等による情報は、検査、取引審査及び犯則調査を行う場合の端緒として、その有用性が高いことから、委員会では、情報受付体制等の整備を図り、発足以来、積極的にこれらの情報を受け付けている。

2 情報の受付状況等

委員会が、本公表の対象期間において投資者等から受け付けた情報は341件で、内訳は、電話145件、文書107件、来訪45件及び大蔵省証券局、財務局等から回付を受けたものが44件となっている。

情報の内容は、個別銘柄に関するものが181件、証券会社の営業姿勢に関するものが109件、委員会に対する意見等が51件となっている。

個別銘柄に関するものでは、相場操縦の疑いが最も多く、次いでインサイダー取引の疑い、損失保証・補てんの疑いとなっている。

また、証券会社の営業姿勢に関するものでは、無断売買や断定的判断を提供した勧誘が多くなっている（第3表参照）。

受け付けた情報は、検査、取引審査及び犯則事件の調査の各部門及び財務局等の証券取引等監視官部門に回付して、それぞれの業務において活用しており、証券会社に対する検査における指摘事項の端緒となったものや、取引審査における有効な情報となったものが認められる。

なお、寄せられた情報のうち、証券会社と投資者との間のトラブル

ル等に関するもので具体的な紛争解決等を求めていいるものについては、日本証券業協会において苦情処理体制が敷かれていることから、適宜、同協会の証券苦情相談室を紹介するなどの対応を行っている。

第3表 情報の受付状況

区分		7/7~8/6	8/7~9/6	9/7~10/6
受付件数		368	255	341
受付形態	電話	180	120	145
	来訪	27	18	45
	文書	123	82	107
	回付	38	35	44
個別銘柄等		176	111	181
情報の内容	相場操縦の疑い	113	34	63
	インサイダー取引の疑い	17	27	32
	損失保証・補てんの疑い	16	20	15
	有価証券報告書の虚偽記載	13	8	15
	その他（風説の流布等）	17	22	56
証券会社の営業姿勢等		122	113	109
内 容	無断売買	22	27	29
	断定的判断を提供した勧誘	17	15	10
	顧客の知識に照らし不当な勧誘	16	6	3
	一任勘定取引	3	6	4
	大量推奨販売	2	4	1
	その他	62	55	62
委員会に対する意見等		70	31	51

第2 海外の証券規制当局との連携

証券取引の国際化の進展に伴い、国境を越えたレベルで、各市場の公正を害する行為も発生している。このため、国内市場の公正性確保の

上でも、法務執行分野における国際的な協力及び連携強化がますます重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、委員会は、本公表の対象期間においても、以下のようにさまざまな機会を捉えて各国証券規制当局との間で法務執行に関する意見交換等を積極的に行ってきており、金融システム改革の進展により証券市場の国際化が進むことも視野に入れ、今後とも国際間の相互協力促進に向けた活動を重視していく予定である。

1 証券監督者国際機構（IOSCO）

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力をめざして活動している国際的組織であり、世界91か国・州・地域から152機関（平成10年5月現在）が加盟している。

委員会は、平成5年10月、同機構に加盟し、毎年同機構の年次総会に参加しており、昨年11月には台北で開催された第22回年次総会に参加した。

また、委員会は、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し実務的な解決を提案することを目的として同機構に設置されている専門委員会の部会のメンバーとなっており、法務執行及び情報交換に関する討議に参加している。最近では、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各国当局間の協力、情報提供などが主要議題の一つとなっており、委員会も国際化する市場への対応のため、積極的に討議に参加している。

2 アジア・太平洋諸国法務執行担当者会合

証券規制当局間の連携強化の必要性は、東京、シンガポール、香港等の市場を擁するアジア・太平洋地域諸国においても高まって

きており、同地域における法務執行上の共通関心事項について相互理解を深めていくことが重要な課題となってきた。

このような観点から、アジア・太平洋地域の相互協力を進めるため、12か国・地域が参加して、アジア・太平洋諸国法務執行担当者会合が開催されている。今年2月にインド・ムンバイにおいて開催された同会合には委員会も参加し、我が国における証券取引監視体制の整備の状況等について説明を行うなど、相互理解の促進に努めている。

第3 監視体制の充実

1 組織の充実

組織面については、深度ある検査・調査等を実施するため、委員会発足以来、その充実・強化に努めてきている。

平成10年度においては、証券取引特別調査官15名の増員が認められ、犯則調査体制の充実・強化が図られた。その内訳は、委員会7名、関東財務局5名、近畿財務局2名、東海財務局1名となっている。

2 研修等

委員会は、平成4年7月に設立された組織であり、これまで研修やオン・ザ・ジョブ・トレーニングを通じて職員の資質の向上に努めるとともに、ノウハウの蓄積等を図ってきている。研修については、検査事務年度当初に行う検査官や特別調査官を対象とした実務的な研修のほか、より高度な専門知識を修得するための研修を実施している。

3 証券総合システムの開発

金融・資本市場の自由化、国際化等の急速な進展に伴い、証券会社の営業規模が拡大するとともに業務内容が高度化・複雑化し、また、リスク管理の状況も大きく変化している。

こうした状況に対応し、証券会社等に対する検査業務及び証券取引審査業務等の充実・強化を図るために、電算機の高度利用によるバックアップ体制等の構築が緊喫の課題となっているが、委員会では、平成5年度以降、証券会社検査、市場監視等に幅広く利用できる総合的なシステム（証券総合システム）開発を行っているところである。

証券総合システムは、証券会社検査系システムと取引審査系システムの大きく2つのシステムに分けられる。

証券会社検査系システムは、証券会社の各種の財務データの取りまとめ、各証券会社を比較することができる帳票の作成等を電算機で自動的に行うことにより、検査の効率化を図るためのもので、平成7年度から稼働している。

取引審査系システムは、インサイダー取引、株価操作等の審査の基礎資料作成の過程において、上場銘柄、店頭銘柄で株価が不自然な動きをした銘柄の網羅的な検索及び重要事実の公表内容の一覧的かつ総合的な検索を可能とすることにより、業務の効率化及び充実を図るためのもので、平成9年4月から稼働している。

また、平成9年度は、個別銘柄の売買状況に着目したシステムを開発する観点から、売買委託者名を含む売買成立状況表を自動的に作成するシステムや、売買が成立した時の売り、買いの注文状況を再現するシステムを開発し平成9年10月から稼働している。

なお、平成10年度は、証券総合システムを関東、近畿、東海の3財務局に導入することとなっている。

委員会としては、証券総合システムは市場監視のために極めて有用であり、今後とも、検査、取引審査等の事務の効率化のため、より深度のある分析ができるようシステム開発を進めて行くこととしている。